

九州工業大学研究活動等  
不正防止対策実施計画（平成26年度）

九州工業大学 研究活動等不正防止対策室  
2014/07/02

## はじめに

昨今、公的研究費の不正使用や、論文で使用されるデータの改竄等の研究不正による不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっている。これを受けて、文部科学省では平成26年2月18日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正し、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」についても改正に向けた審議の途中経過をまとめたものが平成26年2月3日付で公開され、改正の方向性が明らかになってきた。

両ガイドラインの改正では、公的研究費の原資の多くは国費によるものであり、その使用を含めた研究活動について、各機関は広く社会・国民に対し説明責任を果たせる体制の構築や透明性の確保のための機関内ルール作りが重要とされている。そのための方策として、各機関内のガバナンスの強化、不正事案に対する懲戒処分等罰則規程の明文化、公的研究費の配分機関による監査・報告等の各種モニタリングへの対応の必須化、不正発生時の間接経費削減等のペナルティの追加など、従来のガイドラインから大きな変更が加えられている。

本学では改正前のガイドラインに基づき研究活動等の不正に対する体制やルールを構築し運用してきたが、ガイドラインの改正を受け、従来よりも研究不正に対する取り組みを大幅に強化することとした。そして、強化の第一歩として、本学が研究活動等の不正に対してどのように取り組むかの基本方針（九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー）を学長が宣言するとともに、基本方針に基づき平成26年度にどのような取り組みを行うかを記載した九州工業大学研究活動等不正防止対策実施計画（平成26年度）を策定する。本学では、本実施計画にもとづき、研究活動等の不正防止対策に関する具体的な作業を進めていくものとする。

## 平成26年度 実施計画

### 1 研究活動等不正防止のための組織体制の見直し（ガバナンスの強化）

目標：研究活動等不正防止に関する組織体制・役割・権限を明確化し、学長の強いリーダーシップのもと、本学の不正防止対策の活動を強力に進めていく体制を構築する。また、学内外からの不正等に関する通報窓口との連携についても見直し、発生したインシデントに対し適切に対応できる体制を整備する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

（研究活動等不正防止対策室）

・研究活動等の運用、管理に係る既存の体制を見直すにあたっては、実効性のある体

制となることを念頭に置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲、権限を見直し、学内規則で明確に定める。

- ・研究活動等不正防止対策に対し、学長の強いリーダーシップのもとで、作業を推進・進捗管理できる専任の職員を配した管理組織を設置する。

(研究活動等不正防止対策室、総務課>企画総務係)

- ・既存の公益通報窓口の業務を再構築し、告発者の保護が徹底されるとともに通報が即座に学長まで伝わる体制を再整備する。

## 2 不正の発生要因（リスク）の分析と対策案の検討と実施

目標：研究活動等に係る既存のルール、運用等を再点検し、不正の発生する要因（以下、リスクという）が存在する組織や形態・原因等を分析し、機関全体の状況を体系的に整理する。整理した各々のリスクに対応できる対応計画を策定し、実施する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

(研究活動等不正防止対策室、人事課、会計課、研究協力課)

- ・研究活動等の運用、管理に係る既存の業務及び規定等を点検し、リスクを抽出・分析し、リスク別対応計画を立案する。
- ・リスク別対応計画の立案においては、文部科学省およびその他の公的研究費の配分機関が定めるガイドライン上で示される一般的リスク要因等を参考にするとともに、監査部門等によるモニタリングの観点も加味して検討する。
- ・作成したリスク別対応計画において、平成26年度中に実施すべき優先度が高い事項についてはすみやかに準備、実施し、優先度の低い案件については平成27年度以降の実施計画に盛り込む。

## 3 行動規範、各種規程、運用ルール等の見直し

目標：研究活動等不正防止計画及びリスク別対応計画を踏まえ、行動規範、各種規程、運用ルール等を見直し、研究活動等に関する適正な運営・管理ができる環境を整備する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

(研究活動等不正防止対策室、総務課>企画総務係、人事課、会計課、研究協力課)

- ・研究活動等不正防止対策の実施計画及びリスク別の対応計画を踏まえ、学内規則を

見直すが、文部科学省及びその他の公的研究費の配分機関が定めるガイドライン上で平成26年度中に整備するものとして示されている基準等については、平成26年度中に学内規則に反映させる。

(研究活動等不正防止対策室)

- ・ 研究者や事務職員など職務に応じた問題意識を反映した行動規範を作成する。

#### 4 学内外への情報の周知、公開の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール等を学内外に対して適切に周知、公開する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

(研究活動等不正防止対策室、総務課>広報企画係)

- ・ 整備した方針、体制、規則等について、学外に対しては本学公式 Web ページ上に掲載して広く周知を図り、学内に対してはグループウェア上での情報共有や講習会、研修会等を通じ広く周知する。
- ・ 競争的資金等の使用及び不正防止に関する取り組みに対し、学内外から相談を受け付ける窓口を設置し、本学公式 Web ページ及びグループウェア上に掲載し、広く周知を図る。

#### 5 研修・教育の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール、研究倫理等を職員及び研究者に対して徹底し、不正防止対策の理解や意識を高める。また、学生に対して、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行い、理工系人材としての品格と資質を併せ持つ学生を育成する。

計画：

○平成26年度中に検討・実施するもの

(研究活動等不正防止対策室)

- ・ 職員及び研究者向けコンプライアンス教育、研究倫理教育の2種類の教育の実施計画を策定し、対象者の職種毎に必要な研修内容を定め、全員が受講することを原則とする。
- ・ 職員及び研究者向け研修の実施においては、内容の理解度を確認する手段を設けるものとし、また受講後には内容を理解し、遵守することの誓約書の提出を全受講者に求める。

(研究活動等不正防止対策室、教育企画室)

- ・ 学生向けの研究に対する姿勢と学術の両面の教育に関して、実施に必要な事項の抽出及び検討を行い、平成27年度からの実施を目指し具体的な実施計画を作成する。